

各指定居宅サービス事業者（通所介護・通所リハ）  
各指定介護予防サービス事業者（通所介護・通所リハ）  
各指定介護老人福祉施設開設者  
各介護老人保健施設開設者  
各指定介護療養型医療施設開設者  
各老人短期入所施設開設者  
各養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各生活支援ハウス管理者  
各老人福祉センター管理者  
各有料老人ホーム施設長  
各サービス付き高齢者向け住宅開設者  
県内各市町村（介護保険担当課扱い）長

様

和歌山県福祉保健部福祉政策局長寿社会課長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等におけるノロウィルスの予防啓発について

ノロウィルスの感染予防につきましては、従来から適切な対応をお願いしているところですが、近年、社会福祉施設等においてノロウィルスの集団発生が確認されています。

県内の社会福祉施設等におかれましては、引き続きノロウィルスの感染予防の啓発、注意喚起、衛生管理体制の確認、まん延防止対策及び保健所への報告について、より一層徹底されるようお願いいたします。

なお、各市町村におかれましては、恐れ入りますが管内の地域密着型サービス事業者に対して周知をお願いいたします。

本通知及び下記の参考資料については、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」の「介護サービス事業者の方々への情報（各種通知等）」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprove/careprovtop.htm>)に掲載しておりますのでご活用ください。

#### 記

##### 1 感染予防について

◇トイレ、手すり、ドアノブ、床等の消毒の実施

◇手洗いの励行、吐物や排泄物の適切な処理及び患者等の健康管理など感染予防及び感染拡大防止の徹底を指導

##### 2 参考資料

(※1) ノロウィルスに関するQ&A（最終改定：平成26年11月19日）

(※2) 社会福祉施設等におけるノロウィルスに関する留意事項

(※3) ノロウィルス予防対策及び手洗い手順

サービス指導班

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2523